

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

2 支給額

児童1人当たり一律5万円

3 給付の区分

(1) ひとり親世帯分

・支給対象者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

・支給開始予定日 令和4年6月23日より順次

(2) その他低所得世帯分

・支給対象者

- ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
- ②①のほか、以下の対象児童の養育者であって、所得要件のいずれかに該当する方
〔対象児童〕・18歳年度末までの子(障がい児については20歳未満)
 - ・令和4年5月以降令和5年2月末までに生まれる新生児※ひとり親世帯分の対象児童を除く
- 〔所得要件〕・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)

・支給開始予定日 令和4年7月上旬より順次

【問い合わせ】 <ひとり親世帯分>

宮崎市子ども未来部子育て支援課母子父子支援係

電話 21-1765

<その他低所得世帯分>

宮崎市子ども未来部保育幼稚園課児童給付係

電話 21-1774